~組合運営に活かせる~ 組合登記"実践"セミナー

組合を運営する上で必ず必要になる商業登記。この商業登記は、法律によって規定された手続きのため、手続きされていないことを理由に過料(罰金)が科せられる可能性もあります。

しかし、そもそも商業登記とはどういった目的のために行われるのでしょうか。この部分を 理解することができれば、商業登記を怠るといった事態を防ぐことができ、また、煩雑な手続 きも少しは負担が軽く感じられる様になるかもしれません。

今回は、組合を運営する上で理解すべき商業登記の基本的知識と、頻度の多い登記実務について、実務経験豊富な司法書士を講師にお迎えし、解説をしていただきます。

主な内容

- ①商業登記ってなんだろう?
 - ・なぜ登記が必要なのか、その根拠法の紹介
 - ・司法書士の役割とは
- ②組合運営の登記実務
 - ・登記申請書、添付書類の解説…… (なぜその書類の添付が必要なの?)
 - ・出資総口数及び払込済出資総額…(なぜ組合は年度末より4週間なの?)
 - ・代表理事の変更……………(重任、就任、退任の違い)
 - ・改印届 ……………(印鑑を届出る意味合い)

などの解説

- ③登記事務を、自分で行うメリット・デメリット
 - ・登記にもデジタル化……登記ねっと、申請用総合ソフト
 - ・司法書士に依頼するメリット
- ◆開催日時 令和4年1月18日(火)14:00~16:00(~16:30個別相談)
- ◆開催場所 TKPガーデンシティPREMIUM仙台西口 カンファレンスルーム7G 仙台市青葉区花京院1-2-15 ソララプラザ7F TEL 022-208-7515
- ◆講師 稲辺司法書士事務所 代表・司法書士 稲 辺 博幸氏
- ◆参加料無料
- ◆定 員 30名

※先着順(定員を超えた場合はご連絡致します)

- ◆申込方法 FAX(裏面参加申込書)または 参加申込フォーム(裏面QRコード)
- ◆申込締切 令和4年1月12日(水)
- ◆留意事項 会場は三密を避けたレイアウトにしておりますが、感染症の感染予防のため、 マスクの着用及び会場入口での検温にご協力をお願いいたします。

< お問合せ> 宮城県中小企業団体中央会 運営支援第一課 澤田・森下 TEL: 022-222-5560 FAX: 022-222-5557



<申込先>

申込締切日:令和4年1月12日(水)

FAX022-222-5557

宮城県中小企業団体中央会 運営支援第一課 行

R4.1.18 〜組合運営に活かせる〜 組合登記"実践"セミナー参加申込書

所属組合/事業所名

, al = 1, 4, 6		
(ご担当者名:)
(5)2344.	ICL:	/

参加者名	部署・役職

会場:TKPガーデンシティPREMIUM仙台西ロカンファレンスルーム7G 仙台市青葉区花京院1-2-15 ソララプラザ7F TFL 022-208-7515



- ※当日、本申込書のコピーをご持参いただくとスムーズに受付できます。
- ※当日はマスクの着用、受付での検温にご協力をお願いいたします。
- ※ご記入いただいた情報は適切に管理し、本セミナー運営のみに利用いたします。

【お問合せ先】宮城県中小企業団体中央会 運営支援第一課(担当:澤田・森下) 〒980-0011 仙台市青葉区上杉一丁目14-2 TEL022-222-5560/FAX022-222-5557